

# 多様なニーズに応じる高等教育とは

## —学生の支援体制の構築に向けて—

徳 永 豊

### はじめに

「教育の構造改革」の一貫として、大学における構造改革が進められてきた。基本的理念として「個性と能力の尊重」「社会性と国際化の滋養」「多様性と選択の重視」が掲げられ、高等教育段階においては、多様な「学習ニーズ」に応え、学生の課題探求能力を育成するために、大学の教育機能を充実させることが求められてきた。

さらに、高等教育の大衆化が進行し同世代の過半数が進学する状況に加え、少子化による18歳人口の減少により、いわゆる「大学全入」時代を迎えた。このような動向を背景として、高等教育においては、さらなる多様な「学習ニーズ」に応じて、その教育の質を確保することが重要な課題となっている。

他方、高等教育の前段階である初等中等教育における喫緊の課題のひとつが、「特別なニーズに対応した教育」の推進とされている。高等教育における多様な「学習ニーズ」のひとつに、この「特別なニーズ」も含まれる。初等中等教育における「特別なニーズ」に対応した教育とは、外国人児童生徒等の教育、海外子女教育に加えて、障害のある者への教育である「特別支援教育」である。

この特別支援教育については、近年の制度改革を踏まえて、小学校、中学校及び高等学校における取り組みが推進されている。数年後には、その影響が今後の高等教育の在り方にも拡大すると予測され、ここではその動向の概要を取り上げ、高等教育における発達障害のある学生の支援の現状を踏まえ、今後の多様性に応じる高等教育の在り方を検討することを目的とする。

### 1. 高等教育における学生の多様性の拡大

平成20年7月に示された文部科学省（2008）の「教育振興基本計画」において、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、「義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことが示されている。

### (1) 基本的方向と施策

そして、生涯学習社会の実現を目指し、基本的な生活習慣の取得や社会性の獲得など多様化する児童生徒の実態を踏まえつつ、それぞれの発達段階ごとの課題に対応しながら、その教育を充実させることを求めている。

特に「施策の基本的方向」として四項目が示され、基本方向の2が「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」とされ、その方向を実現するための6施策が示され、そのひとつが「特別なニーズに対応した教育を推進する」とされている。

他方、高等教育については基本方向「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を育成し、社会の発展を支える」で、具体的な施策が示されている。そこでは、大学等が社会的ニーズや学習者の様々なニーズに的確に対応し、学習成果を確実に達成する教育の質の向上が課題となっている。

### (2) 学生の多様化

このような基本方向とその施策が示された背景には、個々の価値観やライフスタイルの多様化、インターネットや携帯電話等によるコミュニケーションの拡大、その影響と考えられる対人関係能力の低下や社会性の未熟さの拡大、家庭や地域社会の養育機能の低下と生活習慣の多様化などが考えられる。

特に、小・中学校の義務教育段階においても「生活習慣の確立」「最低限の規範意識」「生命の尊重」「他者への思いやり」などを重視しなければならない状況であり、高等学校においては、不登校等の生徒等の多様なニーズに応じた教育の充実・改善や教育活動及び学校運営の評価方法の検討とその教育の質の保証が課題である。

課題のひとつである多様なニーズに基づく教育的な支援に関しては、それらの生徒がその後大学等の高等教育機関に進学することもあり、大学等においても適切にその支援を提供しつつ対応することが今後の課題であろう。

## 2. 特別支援教育の動向

高等教育の前段階である初等中等教育においては、児童生徒が示す多様な特徴や学習ニーズに応じる学校教育をどう提供するかが大きな課題となっている。その中で、中心的な問題は、特に発達障害のある児童生徒にどのように対応するかである。発達障害の児童生徒には、知的な発達の遅れはなく、特定の教科の学習が難しかったり、対人関係や情動の調整に難しさを示す場合がある。この発達障害についての一般的な理解も浸透せず、個別的な支援を必要としていることが理解されない状況にある。

### (1) 小・中学校の通常学級における特別な教育的支援を必要としている児童生徒

例えば、平成14年度に実施された文部科学省の調査とその報告（文部科学省、2004）がある。これは学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に関する全国実態調査である。小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合は約6.3%であることが示された（図1）。これらの児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は、小・中学校教育における喫緊の課題となり、その体制整備が進められてきている状況である。

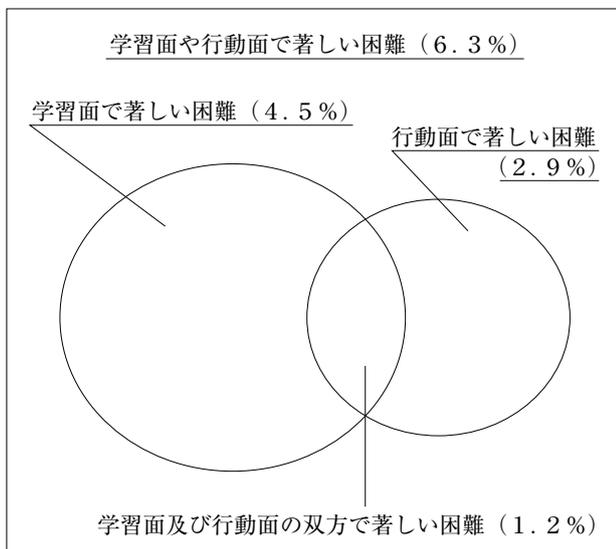


図1 知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合（文部科学省、2004）

### (2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症

調査で該当するとされた学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒は、学習障害（LD）

又は注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症である可能性が高い。学習障害又は注意欠陥多動性障害、高機能自閉症については、文部科学省の報告書による定義を表1に示した。

表1 学習障害又は注意欠陥多動性障害、高機能自閉症の定義

LD（学習障害）：「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」（文部省、1999）

ADHD（注意欠陥／多動性障害）：「ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。」（文部科学省、2003）

高機能自閉症：「高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症うち、知的発達に遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。」（文部科学省、2003）

### (3) 学校教育法の改正

平成14年度の全国実態調査に前後して、文部科学省の調査研究協力者会議が「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告、平成15年3月）をまとめた（文部科学省、2003）。これまでの特殊教育から特別支援教育への転換を図ることが示され、新たな特別支援教育とは、「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」としている。

その後、「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）が成立し、「特別支援教育を推進するための制度

の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)等が報告(文部科学省、2005)され、「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)が成立した(文部科学省、2006)。

この「学校教育法等の一部を改正する法律」により、戦後約50年間にわたって変わらなかった「特殊教育」の名称が「特別支援教育」に変更され、小・中学校等の教育において学校長が責任をもって取り組む必要がある課題と位置づけられたところである。

#### (4) 支援体制の整備事業

平成14年の全国実態調査の結果及び関係する報告書等を受けて、文部省は、平成15年度から特別支援教育推進体制モデル事業(以下、モデル事業)に着手した。これは、全都道府県がそれぞれ一定規模の地域を指定し、地域内の全ての小・中学校における支援体制の構築を目指すものであった。このモデル事業を推進すると共に、その進捗状況を毎年調査している。

この進捗状況の調査について、平成18年度には公立の幼稚園及び高等学校が新たに対象に加えられ、体制整備の取り組みが推進されている。

そして、今後の課題のひとつが大学等の高等教育機関における体制整備となる。高等学校段階で適切な支援を受けた生徒が大学に進学した場合にも、継続して必要な支援内容や方法を明らかにし、さらに教職員が障害に関して理解を深める方法などについて具体的に検討することが必要となる。

### 3. 大学における支援体制の現状

特別支援教育が対象としている発達障害のある児童生徒の中には、学校の成績は優秀で行動上に難しさを示す児童生徒が含まれる。また、発達障害に含まれるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒は定義からすると、全般的な知的発達の遅れはないことが前提であり、多くの生徒が大学に進学することになる。

他方、大学等の高等教育の現状からは、高等教育への進学率は、1970年代に20%台半ばから、約50%に急上昇し、80年代は50%前後で推移していた。90年代に入って高学歴化に拍車がかかり、94年には60%を越え、62.4%になった。その後も進学率の上昇は続いているところである。そして現状では、少子化で大学・短期大学の入学志願者数が減り続けて入学者数と同じになる「大学全入時代」となった。つまり、大学進学希望者は、大学を選ばなければ、全て入学することが可能となり、障害があっても進学の希望があれば、大学入学の可能性は大きくなったと考えられる。

このような動向から、大学等の高等教育機関において発達障害の可能性のある学生の支援が課題となってきて

いる。対人関係に難しさがある学生、不注意、自己管理に難しさのある学生、さらには読み書き等に難しさのある学生への支援体制を整備することが今後の大きな課題になる。それでは、これまで大学等においてこのような学生に対して、どのような取り組みがあったのであろうか。

#### (1) 学生相談における対応

平成10年過ぎ頃に、大学の学生相談に関する学会誌等において、発達障害のある学生についての相談事例の報告がいくつみられるようになった。まだこの時期は、医学的な診断概念はあったが、「発達障害」の定義についても曖昧な段階であり、大学生活への不適応に対する学生カウンセリングの事例報告であった(福田、1999a,b)。

この頃は、このような学生が大学にどの程度の人数で在籍しているか、また、これらの学生に個別的な支援が必要なのかも明らかではない段階であった。

#### (2) 気になる学生についての実態調査

平成15年に国立特殊教育総合研究所(徳永・佐藤・小塩、2003 又は佐藤・徳永・小塩、2003 又は佐藤・徳永、2006)が、これらの学生の実態調査を実施している。東京、神奈川、千葉、埼玉の全大学・短期大学301大学を対象とした調査で、発達障害のある学生の相談は、聴覚障害学生や肢体不自由学生の約5倍の件数であることが示された。これは、大学・短期大学の学生相談センター等への調査であり、132大学より回答があった。回答のあった132大学のうち、66大学に障害学生の相談実績があり、相談の内訳をみると、発達障害学生の相談があったと40大学が回答している。発達障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の相談件数を表2に示した。

表2 障害学生の相談を行った大学における相談者数  
(国立特殊教育総合研究所、2005)

障害種	障害学生数 (66大学)	障害学生数 (40大学)
発達障害	96	96
視覚障害	36	12
聴覚障害	56	19
肢体不自由	64	19

発達障害に理解のあると考えられる40大学でみると、発達障害の学生が96人であり、その他の障害については、その5分の1程度であることが分かる。表3に相談を行った発達障害学生の内訳を示した。明確な診断のある学生は19名であり全体の5分の1程度であった。相談者としては、高機能自閉症の可能性のある学生が最も多く、次いでいずれかの障害の可能性のある学生が多いこ

とが示されている。

表3 相談した発達障害の学生数の内訳（国立特殊教育総合研究所、2005）

	可能性有り	診断有り
高機能自閉症	47	14
LD	6	1
ADHD	11	3
知的障害（軽度）	4	1
いずれかの可能性	28	—

### （3）学生の困難さに対応

高機能自閉症等の学生の相談は、周囲が問題を感じて相談することからその支援が開始されることが多い。それに対して、ADHDの学生の場合は、本人が困って相談室・センターを訪れる可能性が高い。ある高機能自閉症等の学生の場合「本人には障害の自覚がない」「ストーカーの問題から相談員が対応するようになった」という例もある。このような相談を開始した経緯も含め、本人がどのように困難を感じているかという問題は、今後の支援のあり方を考える上で重要な要因となる。困っている内容では、「学業」「生活」「対人関係」が多く、これは相談者の約半数程度であり、大学・短期大学での学業上の困難や生活する上での困難、対人関係面での困難を示すものが多いことが示唆される。

発達障害のある学生は大学に入学できるか否か、このような問いは意味がない。すでに多くの障害学生が大学で学んでいる現状である。さらに、希望すれば大学に入れる時代となったにも関わらず、大学等の教職員はそのような学生がいることにも気づかずに、生じた問題や混乱に対応している状況である。今後は大学関係者が発達障害を理解し、その学生の存在に気づき、学生から支援が求められるようになればなるほど、大学等での大きな課題になっていくと考えられる。

さらに、小・中学校で発達障害の児童生徒として、適切な支援を受けて大きくなった高校生が、大学に進学するようになる。学生の方から適切な支援を求めるようになるであろう。その意味でも、発達障害のある学生の支援は、大学にとって重要な課題となると考えられる。

### （4）支援体制の取り組み

国立特殊教育総合研究所は実態調査の結果と支援の取り組みをまとめて、「発達障害のある学生支援ガイドブック」（国立特殊教育総合研究所、2005）を出版し、継続研究の成果については日本学生支援機構と共同して、「発達障害のある学生支援ケースブック」（国立特殊教育総合研究所、2007）を示している。

発達障害のある学生の支援を検討していく中で、必要

と考えられる支援内容・サービスについて、「入試」「講義」「定期試験」「学校生活」「安全対策」「就労支援」等の枠組みで整理している。また、保護者と面談したり連絡を取り合ったりしながら、発達障害のある学生の支援について考えることや、大学外の社会生活を送る上で必要なスキルを身につけること、もしくはこの学生を支援する人や機関と連携を図ることが必要な場合があり、そのポイントを示している。生活に限定される課題は、大学が抱え込む内容ではない場合もあるが、大学内のことだけでなく、生活全体を見通した支援について、検討していくことが重要である。生活が安定することが大学等での学びの基本にあると考えられる。

### （5）今後の取り組み

発達障害のある学生の支援体制については、大学の規模や支援組織、もしくは理念によって異なると考えられる。支援組織や職員を有効に活用しながら、各部署の連携を充実させること、支援に対して関係者が戦略的に検討できる場を作るなどが重要となる。小・中学校や高等学校には、このような支援体制を調整する役割として、「特別支援教育コーディネーター」が指名されている（徳永、2007a）。同じような役割と機能を果たす人を高等教育機関においても指名することはひとつの対応策であろう。ただし、支援体制を考える上での最初の一步は、「困っている状況を他者にいえる雰囲気をつくる」「困っている担当教官、友達が気軽に相談できる状況をつくる」「困ったと言い出せる場所や文化をつくる」などの、状況づくりや雰囲気づくりが大切だと考えられる。

また、大学の取り組みを促す仕組みとして、補助金の枠組みの改正や「障害学生修学支援ネットワーク」事業などがある。さらに、必要と考えられる支援内容・サービスの一覧を作成することも重要になる。今後は学生相談の枠組みから、入試制度や試験などを含めた修学支援や就職支援などの大学全体の支援体制の整備に広がっていくことが望まれる。

## 4. 海外を含めた大学における障害学生の支援

大学における障害のある学生の支援が充実する契機として、機会均等の理念を実現する法令整備があげられる。障害があっても大学で学ぶことができるなど社会参加の機会が与えられることは、ノーマライゼーションの理念からすると大切なことである。このような法令整備は、大学における不平等・差別的な慣行を規制することにつながるものである。海外を含めて、この課題についてどのような取り組みがあるのだろうか。

### （1）アメリカの取り組み

障害者の差別禁止を初めて規定したものは、1973年

のリハビリテーション法改正（The Rehabilitation Act）である。この改正で条項が追加され、その504条では、連邦政府から財政補助をうける事業、連邦政府が管理・運営する事業および合衆国郵政事業に対して、障害を理由とする差別が禁止された。この財政補助を受ける事業には、教育・福祉・医療・住宅や公共交通などが含まれた。

さらに、1990年に障害をもつアメリカ人法（Americans with Disabilities Act：ADA）が制定された。これは障害者施策を規定する諸法令の集大成ともいえるものである。これによって、リハビリテーション法504条が強化され、また雇用・公共輸送機関・公的施設・コミュニケーションにおける差別禁止が強化され、機会平等における権利保障を義務づけている。

これらの法令によって、入学募集や入学許可における差別、試験方法や時間における差別（必要な調整をしない）、施設利用機会における差別等が禁止されている。

## （2）イギリスの取り組み

1995年の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act：DDA）は雇用、商品・サービスの提供、土地や商品の購入及び賃借に関係することで障害者を差別することを違法とした。しかしながら、高等教育や成人教育は、このサービスには含まれなかった。

2001年に特別な教育的ニーズと障害者法（Special Educational Needs and Disability Act 2001）に基づき、障害者差別禁止法が改訂された。これによって、義務教育以降の教育及び関連サービスを提供する機関は以下のような新たな責務を担うことになった。それは、①正当な理由なく、障害のない学生に比べ、障害学生を不公平に扱わない、②障害学生が継続教育・高等教育を十分に利用できるように適当な措置を講ずることである。この改訂を受けて、教育技能省は「継続教育・高等教育機関のための実践ガイド：学生の障害について知る」「継続高等教育機関のためのガイド：障害学生の就労支援」を公表している。

具体的な取り組みのひとつに、ロンドン北部にある英国自閉症協会の雇用サービスの「プロスペクツ」が2006年から実施している「大学からの移行プロジェクト」がある。これは、ロンドンに住んでいて、職を探している自閉症スペクトラムの学生を支援するものである。大学や短期大学の最終学年において、「コミュニケーション」「職探しと面接のスキル」「障害アウェアネス」「仕事の選択」「効率的な履歴書の書き方」等について小グループ、又は一対一で研修を行うものであった。大学の障害担当者等と連携して、このプロジェクトに取り組んでいた（徳永、2007b）。

## （3）日本での取り組み

2002年に、障害者政策研究全国実行委員会内「障害者差別禁止法」作業チームが、障害者差別禁止法についての要綱案をまとめ、さらに、2003年に、日本弁護士連合会は、差別を受けた障害者を法的に救済する「障害を理由とする差別を禁止する法」の試案を示した。さらに、障害者差別禁止法（JDA）を実現する全国ネットワークが参議院議員会館で開いたシンポジウムには当事者のほか各政党議員も出席し、「超党派の議員連盟を作ってはどうか」という一つの方向性が提言された。

## （4）国連の障害者の権利に関する条約

2001年の国際連合総会において、「障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案が採択され、条約案策定のための「障害者権利条約に関する国連総会アドホック委員会」が設置された。2002年7月以降8回にわたる同委員会の検討の後、2006年12月の国連総会において同条約が採択された。日本は2007年9月に同条約に署名している。同条約は、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保護されるべき個々人の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置をとることなどを定めている。

教育に関しては第24条において規定されていて、高等教育に関連した事項としては下記のものがある（外務省、2009 政府仮訳）。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

ここで述べられている合理的配慮とは、障害者が他の者と平等に学ぶことを確かなものとするために、必要かつ適当な変更及び調整をいう。代表的なものに、手話や点字による情報の提供があり、発達障害の学生の場合には、静かな教室環境や目に見える形式によるスケジュールの提示などが考えられる。学生の障害が明確な場合で、これらの変更や調整がないと適切に学べないことが明らかにも関わらず、大学等がこれらの変更や調整を提供しないことは、障害のある学生を差別しているとされる。

このように「障害者の権利に関する条約」を踏まえた教育施策が展開されるに従って、大学等の高等教育機関においても障害のある学生の支援体制をどう整備していくかが大きな課題となると考えられる。

## 5. 生涯学習社会における高等教育機関の役割

高等教育機関における障害のある学生の支援体制の課題は、今後において大学等の高等教育機関が多様なニーズに応じて、どのような機能を充実させていくかのひとつの要素である。社会動向の変化の中で、高等教育機関はその果たす役割が拡大していくと考えられる。

人々が生涯いつでも、自由に学習の機会を選択し、学ぶことができ、よりよく生きる社会（生涯学習社会）に向けての取り組みは、21世紀の大きな課題である。この方向性は、昭和46年の中央教育審議会答申を起点に、昭和60年以降の臨時教育審議会答申を経て、生涯学習体系の構築をめざした改革が進められてきた。そして、平成18年に公布・施行された新しい教育基本法において、「生涯学習」を教育に関する理念として規定する第3条が新設された。この第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と述べられている。この国民一人一人には、女性、高齢者、障害のある人等が含まれるのは当然であると考えられ、すべての人々がよりよく生きていくためには、適切な学習の機会を提供していく社会づくりが求められている。

### (1) 生涯学習と高等教育機関

この生涯学習社会を実現する上で、大学等の高等教育機関が果たす役割は重要である。大学などの高等教育機関は、高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供ことができ、各大学は、広く社会に開かれた高等教育を目指し、社会人特別選抜、夜間部・昼夜開講制、科目等履修生、通信教育、公開講座などを実施することが求められている。そのような活動を展開することで、大学における教育・研究の成果を直接社会に開放し、地域住民などに高度な学習機会を提供することにつながる。高等教育機関がより地域社会に密着し、地域社会の発展に貢献するためには、学内の組織体制の整備と併せ、地元の産業界や行政機関との連携・協力が重要となる。

### (2) 社会や学生からの多様なニーズに対応する

中央教育審議会大学分科会における「中長期的な大学教育の在り方について」の審議の経過においては、「社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について」が継続して審議されている。少子高齢化社会の進展に伴い、成人や高齢者、恐らくは障害者を含む幅広い年齢層の者等を対象者として想定しつつ、適切な教育内容・方法の在り方についての検討が行われている（文部科学省、2008）。このように従来の高等教育機関の役割が拡大し、学生の視点にたった教育

の改革が求められている。

## おわりに

ここでは、児童生徒が有する教育に関する「特別なニーズ」に対応しようとする特別支援教育の動向を踏まえ、高等教育における発達障害のある学生の支援の現状、そして多様性に応じる高等教育の在り方を検討してきた。

社会人や留学生、高齢者、そして障害者等、多様な背景とニーズのある学生が、大学等の高等教育機関で学ぶことが増加するであろう。このように学生のニーズが多様化してくると、大学においては学術的な研究の追求や適切な教育の提供のみならず、きめ細かな履修指導、修学支援、さらには進路相談等の学生支援の取組が一層重要となってくる。

今後はすべての大学が、このような学生支援の体制を適切に整備していくことが重要な課題となろう。

## 参考引用文献

- 1) 福田真也 (1999a) 人格障害と広汎性発達障害の関連について - 始めは人格障害と思われた Asperger 症候群の 2 症例の検討から - 臨床精神医学 28 (11) 1541-1548
- 2) 福田真也 (1999b) ちょっとかわった大学生の相談 - アスペルガー症候群の大学生 - 東海大学学生相談室報告 32 57-71
- 3) 外務省 (2009) 障害者の権利に関する条約和文テキスト (仮訳文)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei\\_32b.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html) (2009年3月15日)
- 4) 国立特殊教育総合研究所 (2005) 発達障害のある学生支援ガイドブック ジアース教育新社
- 5) 国立特殊教育総合研究所 (2007) 発達障害のある学生支援ケースブック ジアース教育新社
- 6) 文部省 (1999) 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議「学習障害児に対する指導について (報告)」
- 7) 文部科学省 (2003) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」
- 8) 文部科学省 (2004) 小・中学校における LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案)
- 9) 文部科学省 (2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申) 中央教育審議

- 会
- 10) 文部科学省（2006）学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）
  - 11) 文部科学省（2008）教育振興基本計画
  - 12) 文部科学省（2008）「中長期的な大学教育の在り方について」（論点メモ）中央教育審議会大学分科会（73回）資料
  - 13) 佐藤克敏・徳永豊・小塩允護（2004）高等教育機関における軽度発達障害学生の支援について（2）－関東1都3県の大学・短期大学に対する2次調査の結果より 日本特殊教育学会第42回大会発表論文集 640
  - 14) 佐藤克敏・徳永豊（2006）高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援の現状 特殊教育学研究 44（3） 157-163
  - 15) 徳永豊・佐藤克敏・小塩允護（2004）高等教育機関における軽度発達障害学生の支援について（1）－関東1都3県の大学・短期大学に対する1次調査の結果より 日本特殊教育学会第42回大会発表論文集 639
  - 16) 徳永豊（2007a）特別支援教育コーディネーターの充実に向けて－英国における特別な教育的ニーズ・コーディネーターの取組の視点から－ 特別支援教育コーディネーター研究 創刊号 61-66 兵庫教育大学
  - 17) 徳永豊（2007b）イギリスにおける自閉症教育－青年期の取り組みとその課題－ 教育と医学 No.645 86-93

